

資料 8

総務大臣提出資料

第3 3次地方制度調査会「ポストコロナの経済社会に対応する地方制度のあり方に関する答申」の概要 （「DXの進展を踏まえた対応」関連箇所抜粋）

1. DXの進展を踏まえた対応

- **デジタル技術を積極的に活用した業務改革を進め、人口減少により経営資源が制約される中で、職員等のリソースをより創意工夫を要する業務にシフト。**
- **国・地方におけるデジタル化の共通基盤等の整備や、情報セキュリティの確保、デジタル人材の確保・育成等を促進。**

(1) DXによる地方公共団体の業務改革

- ① フロントヤードのデジタル化
 - ・ **オンライン手続へのシフト、マイナンバーカードを用いた公共サービスの改革、申請書の標準化等を推進。**
- ② バックヤードのデジタル化
 - ・ **国の支援の下、標準準拠システムへの円滑・安全な移行が必要。**
- ③ フロントヤード・バックヤードのデジタル化の一体的取組
 - ・ **地方税以外の公金収納についてeLTAXを幅広く活用可能に。**
- ④ デジタル技術を活用した意思形成と住民の参画
 - ・ **より効果的に、意思形成に向けてデータを活用。**生成AIなど最先端技術の適切な活用を含め、**優良事例を横展開。**

(2) 国・地方におけるデジタル化の共通基盤・共通機能等

- ・ **共通的なインフラやアプリケーションは、広域又は全国で共通化して整備。全国的な共通基盤・共通機能の整備については、地方の創意工夫を活かしつつ、国が制度面、財政面を含め役割を果たす。**
 - …国と地方の役割分担の原則からも、国が役割を果たすべき、全国的な規模・視点の施策・事業、全国的に統一して定めることが望ましい活動に該当
- ・ **国・地方間の情報共有を効率化すべき個別分野において、国・地方がそれぞれの情報をクラウド上に保存し、必要な範囲で互いの情報を活用する仕組みを、各主体による情報の適切な管理を前提に、積極的に推進。**

(3) 地方公共団体における情報セキュリティとデジタル人材

- ① 地方公共団体における情報セキュリティの確保
 - ・ **国が示す情報セキュリティ対策に係る指針を基に、地方に対し、情報セキュリティ対策の方針の策定義務及びその方針に基づく措置の実施義務を課し、対策の実効性を担保することを検討。**
- ② デジタル人材の確保・育成
 - ・ **国がデジタル人材の育成・確保に係る指針を策定し、職員の育成、外部人材の確保、都道府県・指定都市等による市町村支援等を促進。**